

品川区乳児等通園支援事業実施要綱

制定 令和8年3月26日 区長決定 要綱第34号

(目的)

第1条 この要綱は、全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）、品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例（令和7年品川区条例第50号。以下「条例」という。）および品川区乳児等通園支援事業の設備および運営の基準に関する条例施行規則（令和7年品川区規則第49号。以下「規則」という。）その他法令（国通知含む。）に定めるもののほか、品川区（以下「区」という。）における乳児等通園支援事業（以下「本事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の定義は、法、条例、規則その他法令で使用する用語の例による。

(実施主体)

第3条 乳児等通園支援事業を実施する者（以下「乳児等通園支援事業者」という。）は、児童福祉法第34条の15第2項の規定による区長の認可または指定を受けた者とする。

2 乳児等通園支援事業者は、次に掲げる施設（以下「実施施設」という。）において本事業を実施するものとする。

- (1) 法第39条第1項に規定する保育所
- (2) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園
- (3) 法第6条の3第9項に規定する家庭的保育事業
- (4) 法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業
- (5) 東京都認証保育所事業実施要綱（平成13年5月7日付12福子推第1157号）に規定する東京都認証保育所
- (6) 法第59条の2第1項に規定する届出を行った認可外保育施設（法第6条の3第11項に規定する居宅訪問型保育事業を除く。）
- (7) 私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人または学校教育法附則第6項の規定により学校法人以外の者が設置する同法第1条の幼稚園

(対象児童)

第4条 本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育事業、または企業主導型保育事業に通っていない0歳6カ月から満3歳未満までの児童とする。

(利用可能時間)

第5条 本事業を利用することができる時間は、対象児童1人当たり1月につき10時間を上限とする。ただし、利用時間は、当月分のみ有効であり、未利用時間について翌月以降に繰り越すことはできない。

(利用方式)

第6条 本事業の利用方式は、利用する実施施設を限定し、利用する曜日および時間帯を固定するなど、特定の実施施設を定期的に利用する方法（以下「定期利用」という。）を原則とする。ただし、実施施設において、児童の状況および保護者のニーズを考慮し、定期利用を選択することが困難であると判断する場合には、区と協議の上、定期的でない柔軟な利用をする方法（以下「柔軟利用」という。）または定期利用と柔軟利用の組み合わせなど、利用方法を選択して実施することができる。

(乳児等支援給付認定の申請等)

第7条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第30条の15第1項の規定により同項に規定する認定（以下「乳児等支援給付認定」という。）を受けようとする支給対象小学校就学前子ども（支援法第30条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。）の保護者は、品川区乳児等支援給付認定申請書（第1号様式）を区長に提出しなければならない。

(乳児等支援給付認定等)

第8条 区長は、前条の規定による申請があったときは、内容を審査の上、相当と認めるときは、乳児等支援給付認定を行い、当該乳児等支援給付認定に係る保護者（以下「乳児等支援給付認定保護者」という。）に氏名その他子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号。以下「支援法施行規則」という。）第28条の24で定める事項を記載した品川区乳児等支援給付認定証（第2号様式。以下「認定証」という。）を交付するものとする。

(乳児等支援給付認定の有効期間)

第9条 乳児等支援給付認定の有効期間は、認定の日から乳児等支援給付認定子どもが満3歳に達する日の前日までとする。

(乳児等支援給付認定の変更)

第10条 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定の有効期間内において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、認定証を添付して、品川区乳児等支援給付認定変更届（第3号様式）を区長に提出しなければならない。

- (1) 当該届出を行う乳児等支援給付認定保護者の氏名、居住地、生年月日および連絡先（乳児等支援給付認定保護者が法人であるときは、法人の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地ならびに当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの居住地）
- (2) 当該届出に係る乳児等支援給付認定子どもの氏名、生年月日および乳児等支援給付認定保護者との続柄
- (3) 届出事項のうち変更が生じた事項とその変更内容
- (4) その他必要な事項

(乳児等支援給付認定の消滅の届出)

第11条 乳児等支援給付認定保護者は、乳児等支援給付認定子どもが転出その他の理由により乳児等支援給付認定の資格が消滅する場合は、品川区乳児等支援給付認定消滅届出書（第4号様式）を区長に提出しなければならない。

(乳児等支援給付認定の取消し)

第12条 区長は、次に掲げる場合には、乳児等支援給付認定を取り消すことができる。

- (1) 乳児等支援給付認定子どもが支給対象小学校就学前子どもに該当しなくなったとき。
 - (2) 乳児等支援給付認定保護者が区以外の市町村（特別区を含む。）の区域内に居住地を有するに至ったと認めるとき。
 - (3) 乳児等支援給付認定保護者が第10条の規定に違反したとき。
 - (4) 区長が特に必要と認めるとき。
- 2 区長は、前項の規定により乳児等支援給付認定の取消しを行った場合は、当該取消しに係る乳児等支援給付認定保護者に対し、認定証の返還を求めるものとする。

(児童の受入れに関する留意事項)

第13条 実施施設は、利用可能枠の範囲内において利用の申込みがあった場合には、当該児童の受入れをしなければならない。ただし、実施施設の機能等の正当な理由により受入れが困難である場合には、その旨および具体的な理由を区に報告しなければならない。

- 2 実施施設は、初回利用の前に、保護者と面談を行い、本事業の意義および利用に当たっての基本的事項の伝達を行うとともに、児童の特徴、乳児等支援給付認定保護者の意向等を把握しなければならない。
- 3 実施施設は、前項の面談または利用中に、対象児童の家庭が次に掲げる配慮が必要である家庭と確認したときは、区と協力し関係機関との連携を図ることとする。

- (1) ひとり親家庭
 - (2) 生活保護世帯
 - (3) 虐待またはDVのおそれがあるなど、社会的養護が必要な場合
 - (4) 対象児童が障害を有する場合
 - (5) 対象児童が医療的ケアを必要とする場合
 - (6) その他、保護者や兄弟姉妹の疾病・障害の状況を考慮する場合
- 4 実施施設は、利用予定者からの利用相談または事前面談において、前項各号に掲げるもののうち、特に支援が必要であると確認した場合には、速やかに区に報告しなければならない。
- (親子通園)
- 第14条 実施施設は、保育に慣れるまで時間のかかる児童に対する対応として、利用の初期に親子通園を取り入れることができる。この場合において、児童の育ちの観点から、親子通園が長期間続く状態または利用の条件になるようなことがないよう留意しなければならない。
- (計画と記録)
- 第15条 実施施設は、こども家庭庁が策定する「こども誰でも通園制度の実施に関する手引」を踏まえ、児童の育ちに関する計画および記録を作成すること。
- (食事)
- 第16条 実施施設は、給食等の提供については、利用者に対応状況が分かるよう周知を行うとともに、提供を行う場合においては、衛生管理、アレルギー対応等を適切に実施すること。
- (費用負担)
- 第17条 実施施設は、本事業を実施するために必要な経費の一部について、乳児等支援給付認定保護者（区以外の市町村（特別区を含む。）の区域内に居住地を有する者を含む。）から利用者負担金を徴収することができる。ただし、区が利用者負担金の減免の対象となる者として認めた者については、この限りでない。
- 2 前項の利用者負担金は、児童1人につき1時間あたり300円とする。
 - 3 区長は、前項に規定する利用者負担金について、別に定める補助基準額に基づき、利用者負担金の一部を補助し、負担軽減を行う（区以外の市町村（特別区を含む。）の区域内に居住地を有する者を除く。）。
- (キャンセルの取扱い)
- 第18条 実施施設は、利用当日のキャンセルについて、利用があった場合に支払うべき前条第2項の利用者負担金を利用児童の乳児等支援給付認定保護者から徴収することができる。
- 2 利用日当日にキャンセルがあった場合、対象とした利用時間については、利用したものとみなし、対象児童の当該月の利用可能時間から減算を行うことができる。
- (事故報告)
- 第19条 実施施設は、本事業を実施している中で事故が生じた場合には、区長が指定した方法により、速やかに区に報告しなければならない。
- (指導監督)
- 第20条 区長は、実施施設からの相談を受け付けるとともに、適正な事業の実施に係る指導その他必要な措置を行うものとする。
- (委任)
- 第21条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に子ども未来部長が定める。

付 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。ただし、この要綱の施行の日以後の乳児等通園支援事業の利用について必要な手続は、同日前において行うことができる。

品川区乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定申請書

品川区長あて

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定について申請いたします。

個人情報の提供等の同意	<input type="checkbox"/>	居住する市区町村が、乳児等支援給付の認定のため、必要な市区町村民税および世帯情報、申請者等の情報(要配慮個人情報含む)等を利用することに同意します。
	<input type="checkbox"/>	居住する市区町村が、乳児等支援給付の認定のため、関係市区町村から申請者および申請児童に係る情報(要配慮個人情報を含む)や制度の利用状況に係る情報を取得することに同意します。
	<input type="checkbox"/>	申請した内容に変更がある場合には、必要な手続き(乳児等支援給付認定の消滅、変更に関する手続き等)を行うことに同意します。
利用条件の同意	<input type="checkbox"/>	本事業の利用対象は、幼稚園、認定こども園、認可保育所、地域型保育事業または企業主導型保育事業に 通っていない 0歳6か月から3歳未満の児童であることを理解し、申請します。
	<input type="checkbox"/>	品川区外の施設を利用する場合、利用時間の上限は10時間です。利用料金が発生する可能性があり、利用料の還付は、別途、補助金の申請をする必要があります。 なお、生活保護受給世帯、区民税所得割合計額77,101円未満である世帯等の場合は、利用料金の減免対象となる場合がありますので該当する場合はお問い合わせください。

内容をご確認の上、☑を入れてください。

申請者(保護者) ※児童と同居している方が申請者になります	フリガナ		生年月日		性別		児童との続柄		
	氏名								
	現住所	〒							
	電話番号		メールアドレス						
こども誰でも通園制度総合支援システムのアカウント	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	※メールアドレスが、こども誰でも通園制度総合支援システムのログインIDになりますので、記入漏れや記載誤りにご注意ください。						

兄弟姉妹が利用していたことがある、または他自治体などで過去に利用したことがある方は「有」を選択してください。

代理利用者	総合支援システムの代理利用者		<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	申請者の他に、総合支援システムを利用する方がいる場合、「有」を選択してください。				
	フリガナ				生年月日		児童との続柄		
	氏名								
	現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(異なる場合のみ右欄記載)		〒					
	電話番号		メールアドレス						

裏面に続きます

乳児等支援給付 (こども誰でも通園制度) の認定を受けようとする 児童	確認を希望する児童の数			3人以上になる場合は、4人目以降を別の用紙に記載してください。				
	1	フリガナ				生年月日		性別
		氏名						
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(異なる場合のみ右欄記載)		〒			
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手当等の 受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳(愛の手帳) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他		左記に該当するものを お持ちの場合、写しを ご提出ください。
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき 事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等および必要となる配慮等:) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載:) 医療的ケアの必要性 <input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無		
	2	フリガナ				生年月日		性別
		氏名						
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(異なる場合のみ右欄記載)		〒			
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手当等の 受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳(愛の手帳) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他		左記に該当するものを お持ちの場合、写しを ご提出ください。
		その他配慮すべき事項の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき 事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等および必要となる配慮等:) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載:) 医療的ケアの必要性 <input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無		
	3	フリガナ				生年月日		性別
		氏名						
		現住所	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者と異なる(異なる場合のみ右欄記載)		〒			
		障害等の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	手当等の 受給状況	<input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 障害児通所給付費等の受給者証 <input type="checkbox"/> 療育手帳(愛の手帳) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当 <input type="checkbox"/> その他		左記に該当するものを お持ちの場合、写しを ご提出ください。
その他配慮すべき事項の有無		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	配慮すべき 事項の詳細	<input type="checkbox"/> 疾患等(診断名等および必要となる配慮等:) <input type="checkbox"/> その他(具体的に記載:) 医療的ケアの必要性 <input type="checkbox"/> 有(内容) <input type="checkbox"/> 無			

年 月 日

様

品川区長

品川区乳児等支援支給認定証(こども誰でも通園制度認定証)

先に申請のありました乳児等支援給付認定について、下記のとおり認定しました。

記

乳児等支援支給認定証番号	
児童氏名	
児童生年月日・性別	年 月 日
保護者住所	
保護者氏名	
保護者生年月日	年 月 日
認定の有効期間	年 月 日 ~ 年 月 日 なお、保育所や認定こども園等に入所した場合は、上記期間内であっても認定が取り消されます。 また、保護者の方が市町村外に転出した場合は、認定が取り消されます。
交付年月日	年 月 日

障害児加算	
医療的ケア児加算	
要支援家庭の子ども加算	
負担軽減加算	
負担軽減加算適用開始日	年 月 日

- ・ この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内に、品川区長に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)
- ・ この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、品川区を被告として(訴訟において品川区を代表する者は品川区長となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記3の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6カ月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

品川区長あて

届出者氏名

品川区乳児等支援給付(こども誰でも通園制度)認定消滅届出書

次のとおり、乳児等支援給付に係る認定の消滅について届出します。

フリガナ		ログインID(メールアドレス)	
保護者名		生年月日	年 月 日生
		住所	
		電話番号	

フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			
フリガナ		生年月日	年 月 日生
氏名			

消滅理由	<input type="checkbox"/> 引越し【異動日 年 月 日】※転出証明書の異動日と同じ日付を記載してください。 【転出先市町村名 都道府県 市町村 市町村】
	<input type="checkbox"/> 入所・入園等
	<input type="checkbox"/> その他()